

未査定液体物質の査定に係る実施要綱

平成29年3月31日
環境省水・大気環境局
水環境課海洋環境室

1. 目的

本要綱は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染等防止法」という。）第9条の6第3項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第9条の6第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和62年総理府令第5号）第1条の規定に基づく未査定液体物質の査定に係る審査について、その実施のための手続等の基本的事項を定め、査定の適切かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2. 査定の実施

査定に当たっては、海洋汚染等防止法第9条の6第2項の届出に係る未査定液体物質の組成、性状等に関する知見に基づき、当該未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて、査定を行うこととする。

3. 査定の手続等

- (1) 審査を行うために必要なデータの標準的な項目は別紙1に掲げるとおりとする（日本語、英語どちらでも可）。
- (2) 未査定液体物質を輸送しようとする者は、(1)のデータを別紙2に示す「未査定液体物質査定ガイドライン」に基づき収集し、提出することとする。
- (3) 査定は、専門家の意見を踏まえて行うこととする。